

南三陸町移住者向け定住準備住戸貸付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南三陸町に移住し定住を検討している者を対象に、町内に定住するための準備期間として、一時的に利用できる定住準備住戸の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市区町村の住民基本台帳から、南三陸町の住民基本台帳に記録を移すことをいう。
- (2) 定住 転勤、就学等に伴う一時的な居住でなく、町内に5年以上生活の本拠地を置くことをいう。
- (3) 定住準備住戸 東日本大震災による被害を受け、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助として宮城県が設置した同法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅（以下「応急仮設住宅」という。）を町が借り受け、移住希望者に対し貸し付ける住戸をいう。
- (4) 賃貸住宅 世帯主又は世帯員の自己の居住の用に供するための住宅として当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、借り受けている住宅をいう。

(定住準備住戸の指定)

第3条 定住準備住戸は、次の応急仮設住宅から、東日本大震災の被災者の利用を妨げない範囲で使用する住戸を指定し、貸付けを行う。

仮設名称	住所	間取り
沼田Ⅰ期仮設	南三陸町志津川字沼100番地77	1DK・2DK・3K
戸倉中学校仮設	南三陸町戸倉字沖田69番地	1DK・2DK・3K
入谷中学校仮設	南三陸町入谷字中の町227番地	2DK
平成の森仮設	南三陸町歌津字柁沢28番地1	2DK

(入居資格)

第4条 定住準備住戸に入居できる者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 平成23年3月12日以降に転入し、現に南三陸町に住所を有する者又は定住準備住戸へ入居後に転入することが確実な者であること。ただし、南三陸町賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱（平成28年南三陸町告示第93号）第3条に規定する交付対象世帯を除く。
- (2) 町内に定住を希望し、次のいずれかの方法により定住先の住宅を必要としている者であること。
 - ア 定住促進住宅へ入居を希望するもの。
 - イ 町営住宅（災害公営住宅の一般開放住宅を含む。）へ入居を希望するもの。
 - ウ 賃貸住宅へ入居を希望するもの。

エ 住宅を建築・購入予定であるもの。

オ アからエに掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの。

(3) 入居申込日において、65歳以下の者であること。

(4) 入居申込日の前1年以内に住居を有していた市区町村の税を滞納していない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（入居者の募集等）

第5条 町長は、定住準備住戸の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうちから、2以上の方法によって行うものとする。

(1) 町の広報紙への掲載

(2) 町ホームページへの掲載

(3) 南三陸町役場の掲示場における掲示

(4) 前3号に掲げるもののほか、移住希望者に広く周知できる方法

2 町長は、前項の公募を行うに当たっては、定住準備住戸の所在地、戸数、間取り、貸付料、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明らかにするものとする。

（入居の申込み）

第6条 定住準備住戸の借受けを希望する者（以下「入居申込者」という。）は、定住準備住戸借受申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

（貸付決定）

第7条 町長は、貸付けの許可を決定したときは、入居申込者に対し、定住準備住戸貸付許可決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を通知するものとする。

2 町長は、前項の許可において、適正な貸付けの実施のため必要な条件を付することができる。

3 町長は、貸付けを許可しないこととしたときは、入居申込者に対し、定住準備住戸貸付不許可決定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

（貸付許可の変更）

第8条 決定通知書の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、申込書に記載した事項を変更しようとするときは、定住準備住戸貸付許可変更申込書（様式第4号。以下「変更申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申込書を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めるときは、借受人に対し定住準備住戸貸付変更許可通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（貸付許可の取消し）

第9条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、貸付けの許可を取り消すことができる。

- (1) 定住準備住戸の使用に不適正な事項が判明した場合。
- (2) 申込書に虚偽の記載があると判明した場合
- (3) 第7条第2項の条件に違反した場合

2 町長は、定住準備住戸の貸付けの許可を取り消したときは、定住準備住戸貸付許可取消通知書（様式第6号）を借受人に通知するものとする。

（契約の締結）

第10条 町長は、貸付けの許可をしたときは、借受人と定住準備住戸の賃貸借に係る契約を締結するものとする。

2 町長は、第8条第2項の規定による貸付の許可を変更したときは、借受人と変更契約を締結するものとする。

（貸付期間）

第11条 定住準備住戸の貸付期間は、1年以内とし、年度を越えた貸付けは行わない。ただし、町長は特に必要と認める場合は、平成30年3月31日を限度とし、貸付けの期間を更新することができる。

2 前項ただし書の規定による貸付期間の更新を受けようとするときは、第6条の入居の申込みに準じ町長の許可を受けるものとする。

（貸付料）

第12条 貸付料の月額は、次の表のとおりとする。

間取り	貸付料
1DK	月額 7,500円
2DK	月額 11,000円
3K	月額 15,000円

2 借受人は、前項の表に掲げる貸付料に基づき、毎月末日までに、その月の貸付料を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、借受人が月の途中で定住準備住戸から退去する場合においては、定住準備住戸の退去する日の属する月の貸付料は、当該定住準備住戸を退去する日までに納入しなければならない。

3 定住準備住戸の借受始期が月の中途であるとき又は定住準備住戸を退去する日が月の中途であるときは、その月の貸付料は、日割計算による。この場合において、貸付料に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 光熱水費等については、借受人の負担とする。

（退去届）

第13条 借受人は、貸付許可の満了する日又は自らが貸付許可期間内に使用を終了しようとする日の1月前までに、定住準備住戸退去届書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。ただし、第11条第2項の貸付許可の更新の申込みをしている場合は、この限りではない。

（明渡し）

第14条 借受人は、定住準備住戸の使用を終了した場合又は第9条の規定に基づき許可を取り消された場合は、直ちに定住準備住戸を明け渡さなければならない。この場合に

において、借受人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 借受人は、故意又は過失により定住準備住戸の施設又は備品等を汚損し、破損し、滅失し又は紛失したときは直ちに町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。

(事故免責)

第16条 定住準備住戸が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、借用期間中に定住準備住戸の内外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月16日から施行し、平成30年3月31日限りその効力を失う。